

第2章 清掃行政の現状

1. 清掃事業の現状

(1) ごみの収集・運搬事業のあゆみ

昭和45年 5月	花川地区でごみ収集開始（ごみ処理券をごみ袋に貼る有償収集方式）
昭和46年 4月	ごみの収集が無料になる
昭和48年 4月	北石狩衛生施設組合設立 （構成団体：現在の石狩市、当別町、新篠津村、厚田村、浜益村）
昭和50年 4月	厚田村聚富に『北石狩衛生センター』 ² 建設（ごみの共同処理開始）
平成5年 12月	新『北石狩衛生センター』建設
平成6年 12月	最終処分場の建設
平成10年 10月	事業系ごみの有料化導入（ごみステーションへの排出禁止）
平成12年 4月	『リサイクルプラザ』 ³ での資源物収集開始
平成14年 10月	家庭系ごみの燃やせるごみ袋の半透明化の開始



北石狩衛生センター



リサイクルプラザ

² **北石狩衛生センター**：厚田村聚富にある北石狩衛生施設組合（5市町村で構成）が運営するごみ処理施設で、石狩市の燃やせるごみ、燃えないごみ、燃やせないごみ、粗大ごみを処理しています。

³ **リサイクルプラザ**：新港南1丁目にある本市のリサイクル拠点施設であり、石狩市のびん・缶・ペットボトルを処理しています。正式名称は『石狩市リサイクルプラザ』。

(2) 廃棄物の種類

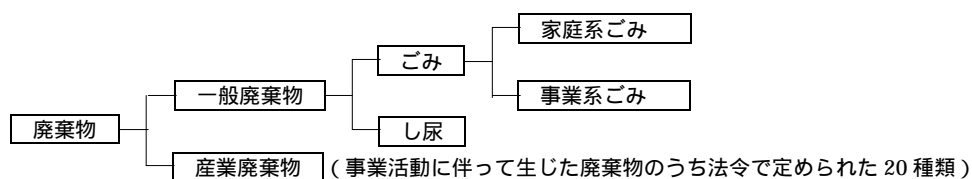
廃棄物は、廃棄物処理法⁴において、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。

一般廃棄物は、し尿以外のものをごみとし、市民生活に伴って各家庭から排出される「家庭系一般廃棄物」と、事業活動に伴って各事業所から排出される「事業系一般廃棄物」に区分されます。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥などの20種類が法令で定められており、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」とを併せて、「事業ごみ」と呼んでいます。

本計画では、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物を併せて、「ごみ」とし、家庭系一般廃棄物を「家庭系ごみ」、事業系一般廃棄物を「事業系ごみ」と表記します。

【図1 廃棄物の区分】



(3) ごみと資源物の収集と処理の状況

家庭系ごみは、5分類に分けて、市内488ヶ所(平成14年8月末現在)あるごみステーションから収集しています。事業系ごみは、許可業者に収集を委託するか、自ら処理場に運びこんでいます。

【表1 ごみの分類と処理先の変遷】

年次	分類数	分類	処理先
～平成5年12月	3分類	燃やせる・燃えない・粗大	北石狩衛生センター
平成6年1月～平成12年3月	4分類	燃やせる・燃えない・燃やせない・粗大	北石狩衛生センター
平成12年4月～	5分類	燃やせる・燃えない・燃やせない・粗大	北石狩衛生センター
		資源物	リサイクルプラザ

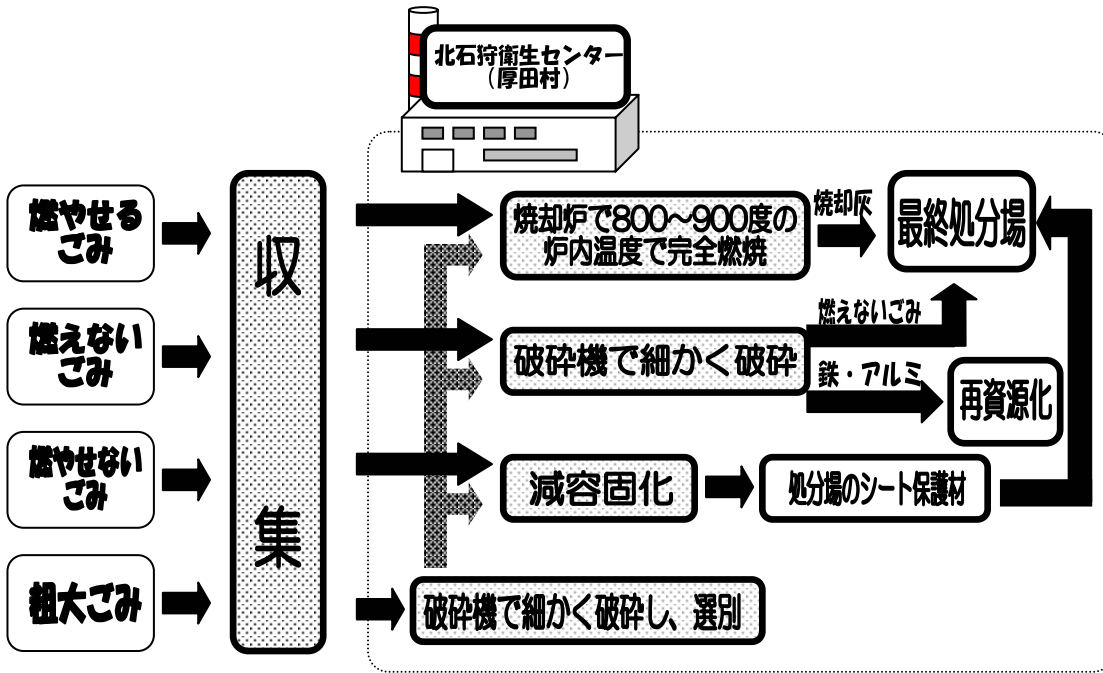


ステーション方式による家庭系ごみ収集の様子

⁴ 廃棄物処理法：正式名称は、廃棄物の処理および清掃に関する法律。資料集 P41 を参照。

ごみのゆくえ

ごみは、厚田村にある北石狩衛生施設組合のごみ処理施設、『北石狩衛生センター』へと運ばれ、下記のように処理されます。



資源物のゆくえ

資源物（びん・缶・ペットボトル）は、市内新港南にある『リサイクルプラザ』へと運ばれ、下記のように分類後、再商品化事業者へ運ばれ再資源化され、新たな製品に生まれ変わります。

